

## 特別法人税の凍結延長 (平成26年3月末まで)について

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

### ポイント

- 特別法人税の課税凍結措置を3年間延長(平成26年3月末まで)することが、閣議決定 されましたのでご案内致します。
- 今後は年明けの通常国会で租税特別措置法が改正され正式に決定する見込みです。

( )平成23年度の税制改正大綱に盛り込まれ、当該大綱が閣議決定された。

### ご参考

#### 【特別法人税とは】

企業年金(DB年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金で、税率は1.173%(国税1%、地方税0.173%(標準税率))です。

企業年金に対して事業主が拠出する年金掛金は損金算入が認められていますが、従業員の給与所得には算入されず、給付を受ける段階まで課税が繰り延べられています。その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

以上